

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：広域連合長 三日月大造

令和8年7月8日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.3%
全職員	—

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

本広域連合の「任期の定めのない常勤職員」は、全て12の構成団体からの派遣職員であり、各派遣元自治体の基準により給与決定されており、各派遣元自治体での公表の対象となることから、全て「—」と記載している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0 %

【説明欄】

本広域連合の「任期の定めのない常勤職員」は、全て12の構成団体からの派遣職員であり、各派遣元自治体での公表の対象となることから、「任期の定めのない常勤職員」以外の職員（＝会計年度任用職員）のみを対象として算出した割合である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	0 %
本庁係長相当職	0 %

【説明欄】

本広域連合の「任期の定めのない常勤職員」は、全て12の構成団体からの派遣職員であり、各派遣元自治体での公表の対象となることから、「任期の定めのない常勤職員」以外の職員（＝会計年度任用職員）のみを対象として算出した割合である。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0 %
女性	0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	—	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 12 月以下	—	—	—	—
12 月超 24 月以下	—	—	—	—
24 月超	—	—	—	—

【説明欄】

本広域連合の「任期の定めのない常勤職員」は、全て 12 の構成団体からの派遣職員であり、各派遣元自治体での公表の対象となることから、「任期の定めのない常勤職員」以外の職員（＝会計年度任用職員）のみを対象として算出した割合である。

令和7年度においては、育児休業を取得した会計年度任用職員はいなかった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	17.0 時間／月
内部部局等以外	時間／月

【説明欄】

本広域連合には「内部部局等以外」にあたる部局が無いいため、「内部部局等」のみ記載している。

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
女性（人）	5
男性（人）	1
女性の割合（％）	83

【説明欄】

一般職の職員は、他の地方公共団体から派遣された職員で構成されているため、広域連合での採用は会計年度任用職員のみとなっている。その採用した職員に占める女性職員の割合を記載している。

VII 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年度
平均取得日数	15.3 日

【説明欄】

1年に年次休暇等が20日以上付与された職員を対象として、平均取得日数を算出している。